第１５５回　滋賀県森林審議会

日　時：令和８年７月１４日（火）

１４：００～１５：５６

場　所:滋賀県農業教育情報センター２階第３研修室

次　　第

１　開会

２　あいさつ

３　議事

・琵琶湖森林づくり基本計画（第２期）中間見直しの答申について

・滋賀県分収造林事業あり方検討会の検討状況について

４　閉会

〔１４時００分　開会〕

１　開会

〇司会：本日の審議会は、定員数１５名、出席委員１０名で、森林審議会運営要領第２条第４項の規定により会議は成立。

２　あいさつ

〇琵琶湖環境部技監：（審議会出席者へのお礼）

本日の審議会の議事は、「琵琶湖森林づくり基本計画の点検評価について」と「公社林の公的管理のあり方について」の２件。

〇司会：＜配布資料の確認をする＞

〇司会：議長は、運営要領第３条に従い会長にお願いする。

〇会長：承知した。当森林審議会は「滋賀県森林審議会の公開の取扱い方針」に基づいて公開し、公開の方法は、会議の傍聴と議事録の公表により行う。

３　議事

〇議長：本日の議事は２件。

・「琵琶湖森林づくり基本計画の点検評価について」

・「公社林の公的管理のあり方について」

（１）琵琶湖森林づくり基本計画の点検評価について

〇事務局：＜資料に基づき説明を行う＞

〇議長：事務局からの説明および資料に関して委員からの質問、意見を求める。

〇委員：資料２－１の見方を教えてほしい。

資料２－１の２「災害に強い森林づくりプロジェクト」は、令和７年度達成評価はＡ評価になっている。進捗状況には令和７年度は関係者の調整に時間を使ったので事業実施できなかったとあるが、Ａになるのはどうしてか。

もう一つ、７番の「林業人材育成プロジェクト」は重要で、若い方を育てる取組をしていますが、進捗率が５０分の１９で、Ｄ評価になっている。達成できなかった補足の説明をお願いする。

〇事務局：「災害に強い森林プロジェクト」の評価は目標値が累計数値で表示されている。令和３年度で５カ所、令和４年度に１０カ所、５年度１５カ所、６年度２０カ所、７年度で２５カ所と、累計の数字で評価をしている。令和７年度は地元の調整等に時間がかかり、箇所としてはゼロだが、全体として目標数字２５に対して累計３４カ所で、この評価になる。

〇委員：令和７年度は実績がゼロなので、評価として単年度で見た場合にはＤという評価になるが、令和７年度に至るまでの５カ年の累積値評価はＡというのは理解できる。項目名が令和７年度達成率評価となっていて、ややこしい。項目によって累積値もあれば、単年度のもあると統一感がない。見方に窮するところがある。

〇事務局：「Ｒ７目標」と書いてある欄に、下のほうに（累計目標）と記載のあるものは、累計で表記している。記載のないものは単年度の数字で評価している。

〇委員：累計の目標として評価する場合と、単年度で見る２パターンある理由を教えてほしい。

〇事務局：単年度の評価は、毎年数字を積み上げていきたいという思惑があるもの。累計目標は、早く達成できる場合も遅く達成する場合もあるが、重点プロジェクトの場合は５年の中でそこまで到達したいという指標を累計目標で設定している。

〇議長：累計目標があるものは、最終的な到達の目標があって、そこに向かっていくための指標という理解でよいか。

〇事務局：はい。

〇議長：資料２－１のアルファベットの欄が２つ、これは同じものと考えてよいか。

〇事務局：今年度については同じになる。この点検評価シートを使う資料２－１が今年で最後になるので、全く同じになる。

〇議長：基本的に期間ごとの数値が一番右で、今年度の評価が左側のアルファベットという理解でよいか。

〇事務局：はい。

〇事務局：Ｒ７年度の目標は５０班で、現場で作業をしている方の技術講習に取り組む作業班数の目標値になる。実績は目標に対して１９班で、最終的に達成できなかった。

　全体で林業従事者が大体２５０人、今年は２４０人ぐらいだが、一班大体３人ぐらいで割ると、全体で８０班ぐらい。最初はその中の５０班の作業班に研修を受けてもらうことを目標にしていた。しかし、内容が作業道作設で、現場で実際に道をつけるのは１

０班が一気に来て作業するため、当初の目標で思うように数字が伸びなかった。

その中で、質を上げて少ない班数で充実した研修を行うため、途中から架線系の研修メニューも足して技術向上に努めたが、結果的には低い数字になった。

来年度から指標は班数ではなく人数、毎年１５０人の林業従事者に研修を受けてもらう。メニューも増やして充実した研修内容にすることを予定している。

〇委員：当初の目標である若い人材育成は、うまくいっていたが、班で分けたことによって達成しないようになったのか。それと、もう一つ、累計目標は足していくのではないのか。

〇事務局：累計で足している。

〇委員：各年度で足していて、令和６年までが３８班で、足して５０班だったけれども、当初は１５０班。

〇事務局：目標が５０班で、アカデミーの既就業者コースの受講者が結果的には１９班だった。

〇委員：人数的には約５０人という。

〇事務局：班数になるので、１班当たりが２人か３人で、４人の班もある。

〇委員：達成できなかった理由は、班分けしたことによる数字の低下なのか、滋賀もりづくりアカデミーで学ぶ人の応募が少なかったのか、どう分析しているか。

〇事務局：現場には技術向上したい、すべきであるというニーズはあるが、仕事をしている中で、研修日が決まっているので、仕事の都合がつきにくいとか雨などの天候の関係もあり、現場の要望と研修のやり方が合っていなかった。

〇議長：班数や人材育成は掘り下げていくと難しい。一班当たり、素材生産で年間何立米出して、それが何班あったら全体の素材生産額の目標になるか、それが生産性としてどうなのか、整合性を持った目標が必要だと思う。

他に意見がないか求める。

〇委員：達成率評価は、評価が９０％、７０％、５０％、３０％でＡＢＣＤＥと。本当にそれでいいのか。

例えば２－１の２番は２２０、２５０、２００、１７０で今年は１３６。３番は５５０、３２５、２６０とどんどん減っていって、今年は２１０だが、まだ２倍もある。４－１は毎年１００を超えていて、ずっとＡ評価になっている。

それだけ頑張っていると評価しておけばいいかもしれないが、目標が甘過ぎるのか。

やりやすいところはＡ評価で、現場で山が健康になる部分については、なかなか厳しい評価だと。

　表の中で３番の「やまの健康」推進プロジェクトのＲ６実績が３０団体だが、これはどういうことか。

〇事務局：確認して、後日、回答する。

〇委員：もう一つ、資料１でＡ評価になっている、３－１の「林業従業者の平均給与」。もともと目標値より高くて、この時代に毎年給料が下がって、まだぎりぎり１００%だが、由々しき問題だと思う。どう考えているか、対処していくか。

〇事務局：平均給与は、認定事業体と呼ばれる県内１２社の回答によるもので、４６０万円以上の会社も２社あるが、平均すると、この結果となる。

〇議長：平均給与の統計は難しいところがあり、平均か、中央値のほうがいいのか、統計値は表に出たりすると誤解を招くことはあると思う。

　さきに質問のあった、１００%を超えているような、５００%から２００%に落ちているところは、パーセントにしているので見えにくいが、毎年確実に二、三団体やっているので、止まっているわけではなく、計画どおりに進めていくとパーセントが落ちていく。比率なので、そういう理解も。数字だけにとらわれるのではなく、内容自体もしっかり考えないといけない。しっかり実績を上げているという理解でいいと思う。

　他に意見がないか求める。

〇委員：高性能林業機械の進捗状況はどうか。

〇事務局：高性能林業機械は令和６年度末現在、森林組合、林業事業体の保有台数は７９台。県としてはレンタルに対する補助などもしており、引き続き活用を図っていきたい。

〇委員：その段階を終わって、単品の機械で使うのではなくシステムとして使っているのか。

〇事務局：使い方はいろいろあるが、基本的にグラップルとフォワーダーはセットで、最近はハーベスタも入っている。そういう作業システムでは使っている。

〇委員：それが高性能林業機械を発揮できない。機械に対して話をキャッチボールする人が誰もいない。森林組合でも駄目だし、県の中で一部の方ができるぐらいで、アカデミーでやっても全然駄目だと思う。核となる中間の人を育てないと。森林組合や県が核となる人をつくる、そういうアカデミーにしないとと思うが。

〇事務局：滋賀県森林組合では、ＩＣＴハーベスタを導入して、直営班も２班を中心に新

しい林業という形で機械化チームをやっていく方向と聞いている。

〇委員：工夫して十何年やっているが、全然進まない。アカデミー卒業者に、使う立場からいえば、何千万の機械を預けることはできないので、１０年、５年かかる。核となる人を育てないと。そういう人が育てられていないというか。厳しくやってほしいと思う。

もう一つ、参考資料２の動物被害の食害は、赤いところがなくなってきたのは実績が出てきたということか。

〇事務局：衰退度調査は５年に１回、調査している。左側が平成２９年、右側が令和４年。鈴鹿のほうなどを見ると、赤いところがオレンジに変わっていて、激害地は一定改善傾向が見られる。ただ、竜王や野洲、栗東は左のほうは青いが、右は緑になっている。これまで被害がなかったところに、食害の傾向が見られ、移動しているのではないかと見て取れる。

〇議長：先ほどの機械については、この指標の中には入っていないが、背景としては生産性の高い機械を使いこなすには事業地が必要で、そういう意味で１番と関わる。実際に皆伐の面積や、事業地が確保できているのかどうか、そのあたりを一体的に。この数値目標の裏に隠れているところはしっかり掘り下げて検討する必要がある。

他に意見がないか求める。

〇委員：資料１、１－１の１１１は、奥地の効率の悪い現場割合が増えているからＣ評価。その範囲の獣害対策などを森林組合が取り組んだことを年ごとの達成評価に書いているが、資料２－１は、森林所有者も獣害に対する費用負担が大きいから難しいと書いてあり、矛盾しているところがある。

この獣害対策の費用負担は補助金があるか、森林組合によって違うと思うが、森林所有者の負担がどれぐらいか、現状を教えてほしい。

もう一つ、奥山の効率の悪い現場が増えていて、達成できなかったのに、資料２－１で架線技術の研修を実施している。奥山なので架線の技術も難しいと思う。仕事と両立が難しいので、班数を人数にして実績にすると書いているが、結局仕事が止まってしまい、来年度も同じ結果にならないか。

〇事務局：１－１の資料は森林整備の整備割合で、主に間伐や森林の整備になる。以前から間伐を積極的に進めてきて、その中で施業の集約化や境界明確化を順次行ってきたが、だんだんやりやすいところがなくなってきた。そこで、やりにくい奥地に移行した。境界明確化の同意等がなかなか得られないような奥山や、条件の悪いところになって、数

字が減ってきている。

引き続き、県と市町、森林組合と協力しながら力を入れないと、間伐の面積はなかなか増えないと考えている。

２－１は再造林の面積となる。以前は間伐がメインだったが、近年、花粉の発生対策もあり、切って植えてという再造林が国のほうで進められており、それに基づいて行っている。しかし、実際のところ、所有者は御高齢が多く、今から切ってまた植えて、さらに獣害がひどいため、植えても育つかということがネックになって、なかなか思い切って踏み出せない。

森林組合が中心になって基金などを積みながら補助する制度や、獣害防止柵も雪などで倒れて潰れた場合にも補助対象を拡充して、所有者の意識を前に向けるよう積極的に進め、何とか費用負担がほとんど発生しないような形にできないかと思う。

〇議長：ほかに意見がないか求める。

〇委員：資料２－１の木育活動推進プロジェクトで、木育指導者の数が累計目標１５人、１８人で目標達成となっている。毎年、滋賀の木育講座は２０名近く受講していると思う。どういう方が１８名にカウントされているのか教えてほしい。

〇事務局：木育の指導者は、もともとインストラクターを持っている方、木育講座を受けて、その後、「しがモック」のスタッフになった方や、「木育クラブ」で自主的にイベント活動をされて、たくさんの方と接して現場で指導している方などに聞き取りをして、数えている。

〇委員：資料２－２に市町と連携した県内の木育関連イベントの開催回数の目標がある。実際、イベントを開催することで「しが木育」に親しんでもらえる人が増えていくと思うし、「しがモック」の来場者はとても増えている。「しがモック」を保育施設、子育て施設のような感覚で来ている方、木で遊べるというイメージだけで来ている方が多いように思う。

本当の意味での木育を広めていくための指導者を増やしてほしいと思う。重点プロジェクトとして県ももっと講座とかを増やして広めてほしい。

〇議長： 議事１は以上とさせていただきたい。これだけはという方がいれば。

〇委員：活用事例のパンフレットに「陽光が差し込む適切な森林整備」、環境林へ誘導するとある。この項目と、資料１の項目「持続可能な森林整備の推進」の１１１「除間伐を必要とする人工林に対する整備割合」が、令和７年度はＣ評価である。令和１２年度に

ついては下降気味の矢印がついているが、ここで目標にしている「陽光が差し込む適切な森林整備」という大きな目標と、１－１の１１１で上げてられる今後の人工林に対する除間伐がなかなか進まないことの整合性というか、戦略というか、この辺はどのように考えているのか。

もう一つは、環境林の写真で、下層植生を生かしてではなく、針葉樹と広葉樹の混交林を本当につくろうとしているのか。下層植生の多様性を増やす、生物多様性に視点がある環境林なのか。あるいは、複層林、針葉樹林と広葉樹林の両方を育てる育林を目指しているのか、どう環境林を捉えているのか。

○事務局：まず１点目、１１１は、間伐や除伐など森林整備関係全般の数字になる。そのうちの一部に環境林が入っている。概ね近年では１，３００ｈａほど全体の森林整備があり、そのうち、昨年度の環境林は１８２ｈａほど。時代にもよるが、特に造林公社の問題があり、今後は返地等があった場合、環境林に進めていく認識を持っている。

それから、どのような林を目指すか、環境林のあるべき姿は、本来ならば針葉樹、広葉樹をいろんな割合で非常に豊かな森林を目指せるといいが、一度人工林にしたものを環境林という形でこれから広葉樹を入れていくのは、非常にコストがかかる。どのような森林がいいのか予算的なものも考えながら、下層植生が豊かな森林や広葉樹がたくさん入っている森林、場所にもよると考えている。

○委員：関連性が分かりにくかったので、一つずつ確認したい。１１１の除間伐を必要とする人工林に対する整備割合は、下向きの矢印をつけているが、そういう方向にならざるを得ないのか。

○事務局：条件が悪いところが増えてきて、やりにくい部分もある。国全体として、間伐メインで進んでいたが、近年急激に主伐・再造林の方向性になってきたことが影響して、下降気味になる。

○委員：主伐・再造林の前に間伐しないとCO_2吸収能力は低下していくので、本気で全部皆伐して再造林する方向にかじを切るのかどうか。国としても悩ましいと思うところがある。国の方針を見込んで今後、進みそうにない傾向は理解できた。

環境林の針葉樹はヒノキかスギか分からないが、針葉樹をメインにした人工林になっている。そこに高木として広葉樹も両方育成しようとしているのか、下層植生をできるだけ豊かにするところを環境林としているのか聞きたい。

○事務局：環境林の明確な定義はないので、基本計画の中では、例えば下層植物が非常に

繁茂しているとか、そこまで含めた広い意味での環境林を考えている。

〇事務局：環境林の補足をする。昨年度、改定した森林づくり基本計画で、滋賀県では従来の針葉樹と広葉樹の入り混じる環境林のほかに、列状やモザイク状に混交する、または上層木は針葉樹で下層に広葉樹が育成する複層林的な混交林も環境林とする定義づけをしている。いろんなタイプの環境林を今後、現場に合わせて進めていくことにしている。

・公社林の公的管理のあり方について

〇事務局：＜資料に基づき説明を行う＞

〇議長：目指すべき理想像や原則、基準点に関して委員からの意見を求める。

〇委員：自然林に戻していくのは一つのモデルとして、ドイツを手本に勉強してもらい、ドイツ方式での手がかからない自然林に戻していく方法にしてほしい。

それと、あと９年ぐらいで解散なので、準備も必要だと。

〇議長：論点も含めて御意見をいただきたい。ほかに意見がないか求める。

〇委員：本来は土地所有者が自分で森林管理をするのが一番いいと思うが、昨今の状況として、所有者が森林管理していない場所も多く、県内の森林は土地所有者のものであり、また公的な意味を持つということで、行政が関与しながらいい方向に持っていってほしい。

論点の中で、今は土地所有者から森林整備を行うための権利や根拠を取得できていないので、この方法を議論してほしいということで、法的なことは分からないが、すべて滋賀県が行うことは無理だと思う。複合的に資源循環林や自然林がパッチ状に混在しているところをどのような森林に戻すかは、滋賀県の問題であり日本の問題であり、大きな世界の目標の中の問題でもあるので、関与はしていただきたい。

論点の中で赤字書きの「土地所有者に対して、何らかの公的な関与を行うべきかどうか」は所有者にも、県民にもウインウインの、誰かにひずみがいかないような、いい形で健全な森林をつくる、そういう森林の姿を県民にも共有して、ネイチャーポジティブという世界目標に向かっていく。ただ、自然林に限らず、森というのは経済林でもあるので、森を生かすのは重要なもう１個の柱と思う。

森はできるだけ自然生態系の中で回したいという思いはあるが、６８％が森という日本で、うまく経済のほうに回していく、森と人のいい関係をつくり出す、両者がいい方

向に持っていきたい。

〇議長：ほかに意見がないか求める。

〇委員：７ページで、資源環境林も入っているのが１７０事業地で、入っていないのが４２８事業地で、２万ｈａが約６００事業地という理解でいいですね。

当初の予定どおり年が来て伐採して返すとしたら、この後、大変なことになっていたと思う。知事が、県が主体的に取り組んで公的管理していくと答えて、この公社林２万ｈａが助かった、チャンスだと捉えたらいい。その代わり、県の負担は大きいと思う。

現実的に、資源循環林、水源保全林、自然林が混在するところ、循環林はないところなど、６００事業地の所有者はすごい数になる。契約解除なり、変更なり、いずれ全ての所有者と話をすることになる。大変だが、公社の解散までにぜひやってほしい。意向調査では、自分で管理したい方は１割にも満たない現状なので、自分で管理したい方はやってもらう、そうでない方は、売却、寄付、委託契約の形で、まずは所有者と整理をしていく必要があるのではないか。各所有者と話を進めていくということは大前提だと思う。

〇議長：ほかに意見がないか求める。

〇委員：分収造林契約を結んで、今は林業がこのような状態になり仕方がないが、一度契約したものを解除するのは、高齢の山主にとっては大きな決断だと思う。きちんと納得をしてもらうのが大前提と思う。

毎年少しずつ進めると思うが、山の重要性も含めて日本の未来の水源涵養などの問題も山主に理解してもらい、県も協力して、山も健康で地域も健康で、漁協の川が汚れている原因を究明するなど、山だけでなく、生物全てが未来に続くようにしっかりと取り組んでいただきたい。

〇議長：ほかに意見がないか求める。

〇委員：６００事業所はどなたがどう持っているのか、全部分かっているのか。造林公社と契約したときは県のためにもなるし、水のためにもなるし、自分で管理できないのも大前提としてあるにせよ、いいことになると思ってお任せした。それを今さら返されても、もし自分が山の持ち主だったとしたら、特に資源循環林がないところに関しては管理できないと思う。

売るわけにもいかないし、管理もできないし、放ったらかしになって、それが後から悪い影響を及ぼすこともたくさんある。できれば寄付していただく。買い取るのも、な

かなか難しい話で、これから滋賀県が管理するということは滋賀県民が大変で、結局は税金が投与されるので、できるだけ寄付していただいて、一元化したほうが進むと思う。

手放すのが嫌だと言う人にも、全体的に管理する上でできるだけ協力してもらう形で話していただければと思う。

資源循環林を含む事業地に関して、公的管理の主体として民間企業を挙げているが、山は管理していかないと、山だけでなく、水や琵琶湖、魚とかいろいろなところに関係していくので、放ったらかしにするわけにはいかない。その辺は知恵を絞って滋賀県が主体となっていただきたい。

〇議長：ほかに意見がないか求める。

〇委員：資源循環林を含む事業地のイメージ図で、資源循環林と水源保全林、自然林が混在している中で６名が土地をばらばらに所有している。全員が手放したいとなればスムーズに話が進むが、自分で管理したい方が出てくるかもしれない。１０%の方は土地を手放さずに自分で管理したいという話で、区分していくとなると作業が大変になる。事業地内の複数の森林区分は一体的に管理したらいい、その方向が一番シンプルだと思う。

土地を手放したくない、自分で管理したい方はいると思うが、水源保全林を健全に守っていくため、ある程度は規則などを定めて公的な関与をしていくことは絶対必要では。所有者に任せて、後々何かが起こってからでは遅いので、ルールを決めてからがいいのではないか。

〇議長：ほかに意見がないか求める。

〇委員：５ページに１００年後の滋賀の森林の姿が書いているように、５０年、１００年続いていく話のスタートラインだと思う。県がどこまで管理をするかの範囲は、安易に決めると１００年先の滋賀の森林の姿がとんでもないことになる。県民負担が１００年続くことでもあるので、これは十分議論が必要だと思う。

６ページの資源循環林、水源保全林、自然林も、自然林だと結局は自然の遷移に委ねるのが基本的な姿になると思うので、放置をするわけではないが、一定許容する割り切りのところかもしれない。また、水源保全林は価値が見える化できないと、一番コストがかかるゾーンだと思う。

資源循環林は採算が合う、ペイできるゾーンで、水源保全林は非採算、かつ守っていくコストをかかるので、本当に価値があることを県民が理解できるような数値化をして、どれだけの水源保全に役立っているのか、見える化できないと、なかなか理解を得られ

ないと感じる。

しかも、公社林は滋賀県全体の１０％で、水源保全林という理屈は大事だが、その１０％の水源保全は残りの９０％の森林には当てはまらなのかは、将来的な議論として出てくるはずなので、ここを安易に広げ過ぎると、どんどん県の負担、すなわち県民負担は増えていく。

理想を目指すべきではあるが、一方でどこまで負担するのか、バランスも大事と感じる。

県が管理していくのなら、土地所有者に一々了承を取るような、コストのかかるやり方は現実的ではないと思う。契約解除して土地所有者に返すことは大事だと思うが、管理できないのであれば寄付してもらうことも必要と思う。

自ら管理する方が損をするような仕組みにしたら、誰もしなくなるので、公平性を保たれるような方法が必要だろう。何らかの負担をしてもらい、県が管理をするような形を取るべきと思う。

〇議長：ほかに意見がないか求める。

〇委員：資料は公的管理の目的を踏まえ森林区分、管理主体、土地所有者との関係など公的管理の前提となる考え方を整理されていて、丁寧に検討を進めていると思うが、先ほどから出ているとおり、土地所有者の理解や合意形成は大変難しいと思う。また、さらに県民への説明、情報発信をどう進めていくかも一つの課題になる。

７ページで、資源循環林を含む事業地のイメージと２つパターンがあるが、１７０事業地の水源保全と自然林を含めた３区分を一体管理を行う、例えば民間企業で本当に公的管理ができるかは課題になる。木材生産に加えてほかの自然林、水源保全林の割合がどのくらいのものを１７０事業地に含んでいるのかも課題になると考える。全てが木材生産林であれば、十分考えられるが、ほかのところの割合が多くなるようであれば、かなり負担がかかるのではないか。

これから土地所有者や県民にどう理解をしてもらえるか、持続可能で実効性のある仕組みづくりが大事と思う。そういう重要なところを慎重に進めてほしい。

〇議長：ほかに意見がないか求める。

〇委員：土地所有者は、ほぼ持続していくことが難しい、どこを持っているのか、どんな状態なのかも把握してないので、行政が入ると思う。県民も放置すると将来大変なことになるのは理解してもらえる。税金がかかる、お金がかかることは、しっかり説明しな

いといけないと思う。

民間企業が順調なときはいいが、途中で放り投げてしまう危険性もあるので、そのあたりを把握しながら進めていく。どれだけ行政が関わっていけるのか、滋賀県は琵琶湖があるので、県民の理解を得ながら進めていければと思う。

〇議長： 森林はある程度のまとまりがあるほうが管理しやすい。例えば、図面でも自然林は非常にいびつな形だが、これにシカ柵をめぐらそうとする場合、間のへこんでいる部分の人たちにも話をしないと非常にコストが悪くなる。これはシカ柵だけでなく、木材生産も同じで、そう考えると、公社林は逆に地域の森林全体を管理していく上でのコア、核になる存在にできる。プラス思考でそういう期待も持っている。

ピンチを明るい希望が持てるような答申にまとめたいと思うので、今後も委員の皆様に御協力いただきたい。

本日の議事は以上。

委員の皆様からの意見をいただいた。貴重な意見を事務局で取りまとめて反映をお願いする。

〇事務局：＜次回の審議会について説明を行う＞

〇議長：以上で本日の審議を終了する。

４　閉会

〇司会：以上をもって、第１５５回森林審議会を終了する。

［１５時５６分　閉会］